
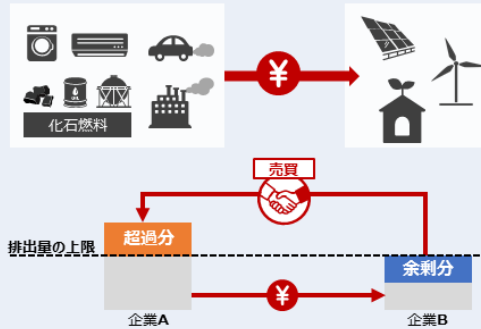


# 炭素国境調整措置について

# 本資料の位置づけ

## 「カーボンプライシングの全体像」(第12回小委員会資料より)

国内	<p><b>炭素税</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料・電気の利用 (= CO2の排出) に対して、その量に比例した課税を行うことで、炭素に価格を付ける仕組み</li> </ul> <p><b>国内排出量取引</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業ごとに排出量の上限を決め、「排出量」が上限を超過する企業と下回る企業との間で「排出量」を売買する仕組み</li> <li>炭素の価格は「排出量」の需要と供給によって決まる</li> </ul> <p><b>クレジット取引</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>非化石価値取引</b>：再生可能エネルギー（太陽光・風力等）・原子力といった化石燃料でない（非化石）エネルギーがもつ価値を売買するもの</li> <li><b>Jクレジット</b>：先進的な対策によって実現した排出削減量を「クレジット」として、売買できるようにするもの</li> <li><b>JCM（二国間クレジット制度）</b>：途上国と協力して実施した対策によって実現した排出削減量を「クレジット」として、削減の効果を二国間で分け合う制度</li> <li><b>ゼロエミッション車クレジット取引</b>：販売するゼロエミッション車をクレジット化し、自動車メーカーに対し一定比率以上のクレジットの取得を求めるもの（米国ではカリフォルニア州など10州で実施）</li> </ul>	<p><b>炭素国境調整措置</b></p> <p>CO2の価格が低い国で作られた製品を輸入する際に、CO2分の価格差を事業者負担してもらう仕組み</p> <p>※CO2の価格が相対的に低い他国への生産拠点の流出や、その結果として世界全体のCO2排出量が増加することを防ぐことが目的</p> <p>※EU・米国で検討が進行中</p> 
国際	<p><b>国際機関による市場メカニズム</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の国際機関では、市場メカニズムを活用した排出削減戦略に合意             <ul style="list-style-type: none"> <li>※国際海事機関（IMO）では炭素税形式を念頭に検討中、国際民間航空機関（ICAO）では排出量取引形式で実施</li> </ul> </li> </ul>	
社内	<p><b>インターナル・カーボンプライシング</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業内で独自に排出量に価格を付け、投資判断などに活用</li> </ul>	



# 基本的な考え方

- 経産省の研究会（3月1日）において、以下の「基本的な考え方」を提示。今後の欧米等の動きも踏まえつつ、我が国として対応していく必要。

## 炭素国境調整措置に関する基本的な考え方（案）

- 炭素国境調整措置は、国内の気候変動対策を進めていく際に、他国の気候変動対策との強度の差異に起因する競争上の不公平を防止し、カーボンリーケージが生じることを防止するためのものである。輸入品に対し炭素排出量に応じて水際で負担を求めるか、輸出品に対し水際で負担分の還付を行う、または、その両方を行う制度である。
- 日本は、対話等を通じて、主要排出国及び新興国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を促していくことが基本である。よって、炭素国境調整措置については、その導入自体が目的であるべきではなく、国際的な貿易上の悪影響を回避しつつ、新興国を含む世界各国が実効性のある気候変動対策に取り組む誘因とするものでなければならない。
- 炭素国境調整措置について、諸外国の検討状況や議論の動向を注視しつつ、国内の成長に資するカーボンプライシングの検討と平行しながら、以下の対応を進める。
  - ① 炭素国境調整措置は、**WTOルールと整合的**な制度設計であることが前提であり、諸外国の検討状況も注視しながら対応について検討する。
  - ② **製品単位あたりの炭素排出量**について、正確性と実施可能性の観点からバランスのとれた、国際的に信頼性の高い計測／評価手法の**国際的なルール策定・適用を主導**する（例：ISOの策定）。また、各国が有する関連するデータの透明性を確保することを促す。
  - ③ 日本及び炭素国境調整措置を導入する国において、**対象となる製品に生じている炭素コストを検証**する。
  - ④ 炭素国境調整措置導入の妥当性やその制度のあり方について、カーボンリーケージ防止や公平な競争条件確保の観点から**立場を同じくする国々と連携**して対応する。

# EU、米国における炭素国境調整措置の検討状況等

## EU、米国における国境炭素調整措置の検討状況等

※ 赤字は、これまでの資料からの主な更新箇所

### 【EU】

- 域外の低炭素化と、域内外の産業の競争公正性を確保する（炭素リーケージのリスクを低減する）ため、**炭素国境調整措置（Carbon border adjustment mechanism）**を検討。
- 炭素集約度が高い特定のセクターについて、EUが定める排出基準（EU-ETSにおけるベンチマーク相当のものなど）を満たさない、生産国においてEU並みの炭素価格を課されていないなど、**炭素規制が緩い域外からの輸入品に新たな関税を課す等の措置を検討**している。
- 2020年第3四半期にパブリックコンサルテーションを行ったところであり、**2021年第2四半期に制度の提案を行い、遅くとも2023年1月1日までは導入する予定**。
- 得られた収入については、2021年以降の中期予算及び復興基金の財源の一部として活用する予定。この中で、「公正な移行メカニズム」（EU域内で脱炭素化に向けた進捗状況に差がある状況で、炭素集約型の経済活動に依存している地域への資金支援等を行う）の強化に活用することも検討している。
- 2021年2月5日に欧州議会議員が提出した炭素国境調整措置の提案を欧州議会環境委員会が可決。この提案には、①遅くとも2023年までに導入すべき、②**最終的にはEU ETSの対象となる製品の輸入品すべてを対象とすべき**、③**適用する価格はEU ETSの排出枠価格と紐づけるべき**、④**炭素国境調整措置によって既存のカーボンリーケージ防止措置を代替するべき**という内容が含まれる。  
⇒**欧州議会本会議において、上記のうち④は削除（2021年3月10日）**。（但し、欧州委員会に対する拘束力はない。）

### 【米国】

- 2019年6月4日、**バイデン候補（当時）は米国大統領選挙に際して、政策ビジョンである「クリーンエネルギー革命と環境正義計画」を発表**。その中で、**十分な気候・環境対策を実施していない国からの炭素集約型製品に対し、炭素調整料金又は割当（carbon adjustment fees or quotas）を課す**ことが言及されている。
- 大統領選に向けての**米国民民主党の政策綱領「2020 Democratic Party Platform」（2020年8月18日）**の中でも、同様に、米国の競争力を守るため、パリ協定のコミットメントを遵守していない国からの輸入品に対して**国境炭素調整料金（carbon adjustment fee at the border）を導入**することが言及されている。
- **米国下院「気候危機に関する特別委員会」の民主党議員が発表したアクションプラン**（特別委員会として採決されたものではない）（2020年6月30日）の中にも、国内産業の保護及び国外へのカーボンリーケージ防止のため、**国境炭素調整措置の導入の必要性が言及**されている。
- **米国通商代表部（USTR）の「2021 Trade Agenda and 2020 Annual Report」（2021年3月1日）において、炭素国境調整措置（carbon border adjustments）も含めたGHG排出削減方法を検討**することが言及されている。
- **ケリー気候変動特使は、（炭素国境調整措置は、）「経済や貿易に重大な影響がある」、「最後の手段」、「懸念（concerned）」と発言**。（2021年3月12日、Financial Times）

# (参考) EUの炭素国境調整措置の概要

- 欧州委員会は、2020年3月から4月にかけて炭素国境調整措置の開始影響調査を実施。その際、制度の目的、政策オプション、予想される影響等に関する情報を開示。
- 2020年10月にパブリックコンサルテーション終了。2021年6月に制度の提案を行い、遅くとも2023年1月1日までに導入する予定。

## 導入の趣旨等

- 欧州グリーンディールは、2050年気候中立目標を定めるとともに、EUの気候野心度を引上げ、2030年までにGHG排出量を1990年比で50-55%削減する目標をたてた。**欧州委員会は、炭素リーケージのリスクを低減するために、特定部門に対する炭素国境調整措置 (Carbon border adjustment mechanism) を提案する。**
- 国際パートナーがEUと同じ気候目標を共有しない限り、炭素リーケージのリスクが生じ、パリ協定の世界的な気候目標を達成するためのEUと産業界の努力を妨げる。**炭素国境調整措置を導入することにより、輸入品の価格に炭素含有量を反映することが保証され、EU-ETSにおける炭素リーケージリスクへの対処法の代替手段になり得る。**

## 政策オプション

- 炭素国境調整措置は、WTOルール及びEUのその他の国際的義務を遵守する形で設計する必要がある。また、EU域内炭素価格に見合うものである必要がある。具体的なオプションとして、**特定の製品 (輸入品及びEUの域内製品) に課す炭素税、輸入品に対する新たな炭素関税や輸入課税、EU-ETSの輸入品への拡張**が考えられる。
- 対象部門がEU-ETSでカバーされ、**輸出者がより低い炭素含有量や原産地におけるより高い炭素価格を実証しない場合、ETSのベンチマークシステムと同様の方法論に基づき、炭素国境措置を検討することができる。**
- 炭素リーケージのリスクが高い場合に本措置が適用されることを保証するため、**欧州委員会はEU-ETSの第3、第4フェーズで炭素リーケージのリスクを特定するために行った研究を活用し、対象セクターの範囲を定義する。**

## 予想される影響に係る予備調査

- 経済的な影響はセクターによって異なる。**経済効率性とバリューチェーン上の影響、及び製品の上流部門と下流部門への影響を評価する必要がある。**国境調整措置は、欧州グリーンディールの一部であり、EU産業の競争力が、炭素リーケージによって危険にさらされないことを保証しながら、脱炭素化に貢献する必要がある。
- 社会的な影響はセクターに大きく依存する。**炭素国境調整措置は製品価格を上昇させる可能性があるため、消費者の生活水準、特に脆弱なグループの生活水準に及ぼす潜在的な影響を考慮する必要がある。**また、この措置により、EUから、気候の野心度の低い第三国の生産への移行が回避され、雇用の面でEUにプラスの効果をもたらす可能性もある。
- 炭素国境調整措置の目的は、環境への害を防ぐことにある。**制度が適切に設計されれば、EUの気候変動分野の政策の有効性の改善につながり、世界の排出量削減にさらに貢献することができる。**
- 炭素国境調整を適用するために、輸入品の生産に係るGHG排出量を決定する必要がある。**行政上の負担を最小限に抑える必要性を考慮に入れながら、既存の合意された方法論に基づき、手法を構築する必要がある。**